

現地研修と佐伯の文化財

佐伯史談会会長 真柴茂彦

佐伯史談会では会員相互の視野を広げるための現地研修として以前から会員の県内を中心とした一日研修と県外を視野に入れた宿泊研修を行ってきた。平成十三年度より身近な現地研修会をふた月に一回くらいの割合で行っている。

これまで、佐伯四国八十八ヶ所めぐりを行い平成十六年五月十四日佐伯養賢寺で終了した。

引き続き、現地を巡る研修会にふさわしいテーマは何か検討する中で、新市の文化財について見聞を広めるのはどうだろうという話が出た。こうして地域文化財めぐりが平成十六年十一月五日、佐伯市の大宮八幡の杜叢から始まった。そして平成十九年二月の鶴見で一巡し、現在二回目の巡回に入っている。

この企画は時期を得たものであつた。市町村合併に伴いできた新市の文化財を今後どのように保護発展させて

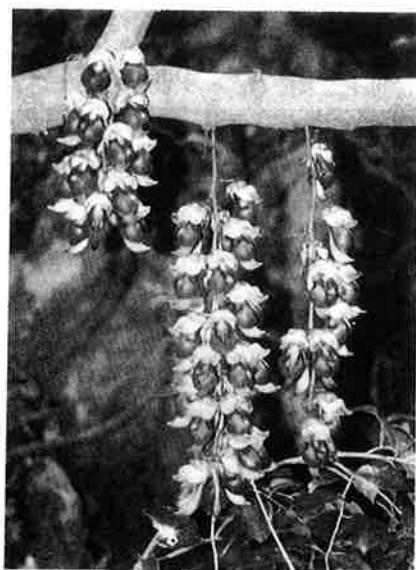


佐伯史談会現地研修（2007・5・18上岡十三重塔）

いか、郷土の歴史に关心を持つている私たちが進んで研修しようというのである。現地を廻り文化財の現状を知るため、旧市町村単位で文化財、あるいは研修にふさわしい物や場所を現地会員が選定し一日の行程を作り、資料を作成してきた。好評で現在毎回四〇名ほどが参加している。河野事務局長と担当地区会員の苦労は大変だが参加者みんな感謝している。

合併後の佐伯市は各町村が指定していた二百二十一の文化財をそのまま引き継いだ形になつてゐる。再度見直しが必要との声もないではないが、とりあえずこのまま遺したこと、これまで、それぞれの地域で文化財調査委員が選定した。これらの文化財を担当の教育委員会と地域住民が尊重したということで意義がある。合併とともにこれまでの選定文化財を白紙にした新市もあるやに聞くが、佐伯市の場合は賢明な選択であった。もし、見直すにしても、これらを、指定のまま、大切にしながら、ゆつくり時間をかけ内容を検討すれば良いことである。佐伯市では文化振興課が新しくでき、文化財係と芸術文化係に分かれている。

この課の中で文化財係を中心に文化財の保護・活用・



蒲江カズラ（県天然記念物）



冲黒島の自然林（県天然記念物）

保存をどう進めるか平成十八年に審議に入った。

まず組織からということでお文化財調査委員の分担内容、分野、人数など検討されてきた。

概要是これまで各町村に五～七名いた文化財調査委員会を解散して、文化財保護審議会と文化財保護推進委員会を新たに起こして、さらに文化財ボランティアを組織し、この広い佐伯市の文化財を選定・保護していくこというのである。すでに、平成十九年八月、文化財保護審議会が専門分野、旧市町村等考慮し、市外から二名を加え十五名体制で発足し、文化財保護推進委員会が旧市町村から三～四名の委員を選定し二十八名で相次いで立ちあがつた。

現在佐伯市には文化財は国指定七（登録文化財を含む）と県指定三八がある。これに旧市町村の文化財が加わり現佐伯市には二二一の指定がある。それらを旧市町村ごとに表にすると次のようになる。（下図）

旧市町村が文化財に選定した物は町村により選定の基準が一樣ではない、指定件数にかなり隔たりがあるなど問題がある。再検討しなければならないだろうが、選定のときの提出書類を整備し、吟味する一方、実際に委

	佐伯	上浦	弥生	本匠	宇目	直川	鶴見	蒲江	米水津	計
国	3			1	1		1	1		7
県	1 3	2	5	1	7	1	1	4.5	3.5	3 8
市	9	20	3 6	1 5	5 5	3 7	9	21	1 9	2 2 1

佐伯市の文化財



鶴見町の文化財



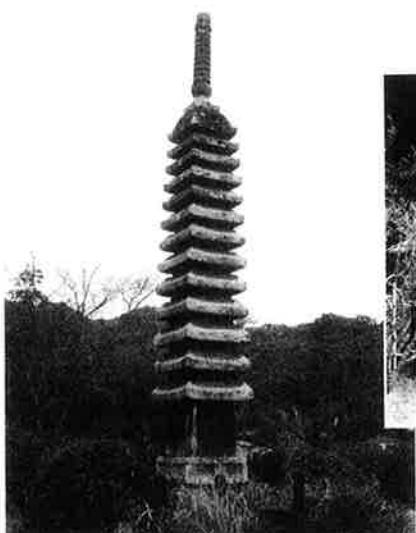
員が実物について認識して検討する必要がある。

それにもしても、一度指定したもの解除することは、それなりの問題がある。指定により地域の人々が大切にしてきた歴史がある。価値がない文化財が存在するわけはないが、指定をはずせば、なんだつまらないものだったのかと当然そんな見方をされてしまいかねない。

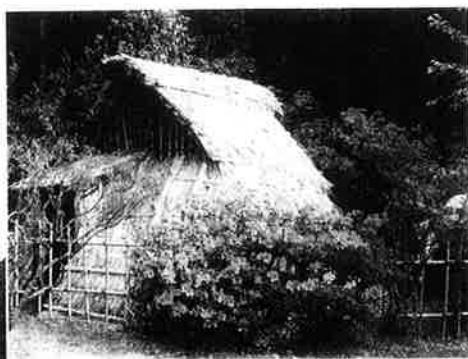
文化財法でも指定文化財をはずすときは、そのものがなくなつたか、壊れてしまつた様な場合である。

私はこれまでの指定文化財ははずしてしまはず、第一段階では、重要さで二段階にわけ、例えば指定文化財と登録文化財というような形で、なくなつたり壊れたりしたものを除いて、しばらく指定解除をしないで行くのが良いのではないかと思う。県内の一、二の新市でそんな動きが出つつあるように聞く。

ともかく、文化財は住んでいるわれわれのあるいは県民、国民の貴重な財産である。史談会の現地研修の中で保存、保護、活用などに関心が深まり、文化財について多くの意見が出ることが期待される。



上岡十三重塔（県有形文化財）



白湯遺跡（県史蹟）